

滋 水 第 8 7 2 号
令和6年(2024年)10月16日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日
について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項および同法第46条第2項の規定ならびに滋賀県漁業調整規則第11条および同規則第15条の規定に基づき、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）の許可の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間および許可の有効期間の満了日について、貴委員会の意見を問います。